

岩手県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
千代川 泰久	下閉伊郡山田町川向町16番10号	千代川歯科医院	下閉伊郡山田町川向町16番10号	平成13年2月10日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社介護いわて	岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2	多機能和や家～なごやか～	岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2	平成30年6月30日

3 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社介護いわて	岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2	多機能和や家～なごやか～	岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2	平成30年6月30日